

固定資産税の評価替え

税務課 内線215・216

平成15年度は、3年ごとに行われる土地・家屋の評価替えの年です。評価替えに当たり、法改正や固定資産税の評価基準が見直されました。

固定資産の評価替えとは

固定資産税は固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。評価替えとは、3年ごとに土地と家屋の評価額を見直す制度のこと



平成15年度からの 主な改正点

◎審査申出期間の延長および変更します
審査申出期間がこれまでの納稅通知書の交付を受けた日以後30日までから、受けた日以後60日まで期間が延長されま

特別土地保有税の新たな課稅が停止されます
土地の固定資産税納稅義務者、家屋の縦覧帳簿については家屋の縦覧帳簿に限り縦

す。また、縦覧および閲覧ができるようになります。
審査の申し出ができるようになります。



◎土地評価基準を一部見直します

土地を路線価にて評価している宅地や宅地と同じような評価を行っている土地のうち、高圧線下にある土地や水路に挟まれている土地、私道などの評価について、見直しが行われます。

◎特別土地保有税の課稅が停止されます

平成15年から固定資産課稅台帳の閲覧が、納稅義務者のほか

猶予になつているものについては除きます。
※いずれも詳しくは税務課土地係にお尋ねください。

土地価格等縦覧帳簿・ 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

閲覧することができます。（免稅点未満の場合は縦覧対象外となります。）

■期間

4月1日(火)～4月30日(水)
午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

■場所

税務課(市役所西館1階)

■縦覧できる人

市へ固定資産税を納稅している人
土地価格等縦覧帳簿

■税務課(市役所西館1階)

市へ土地の固定資産税を納稅している人
家屋価格等縦覧帳簿

■税務課(市役所西館1階)

市へ家屋の固定資産税を納稅している人
市へ家屋の固定資産税を納稅している人
家屋価格等縦覧帳簿

■税務課(市役所西館1階)

*納稅義務者でない場合または法人の場合は、納稅義務者の委任状が必要です。

■持ち物

自己の納稅通知書、課稅明細書あるいは身分を証するもの(運転免許証、健康保健証など)

■手数料

無料(写しの交付は行いません)

■固定資産課稅台帳の閲覧

平成15年から固定資産課稅台帳の閲覧が、納稅義務者のほか

に、借地人・借家人でもできるようになりました。ただし、関係する土地・家屋のみが対象となり、閲覧時には身分を証するもののほかに、賃貸借契約書などを権利関係のわかるものを提示していただることになります。

平成15年度 固定資産税・都市計画税の 納期限

第1期・全期前納・4月30日(水)
第2期 ····· 7月31日(木)
第3期 ····· 12月25日(木)
第4期 · 平成16年3月1日(月)

料となります。
(写しの交付は1枚につき300円)
※ただし、縦覧期間中は閲覧のみ